

日本の死刑制度を考える懇話会 報告レジュメ 2024年4月22日
中央大学名誉教授 椎橋隆幸

日本の死刑制度について

1 はじめに

死刑の是非は、死刑が刑罰の一種であることから、刑事司法制度の中で、国民に基本権と自由を保障しつつ、他人の基本権や自由を奪った者にその犯罪に見合った刑罰を科し、その結果、社会の秩序と安全・安心な生活を回復させ、全体として、国民の納得が得られる仕組みを維持・発展させるという文脈の中で適切に位置付けられるべきテーマである。

日本は、犯罪を犯したと疑われている被疑者・被告人の権利を保障し、適正な手続に従って捜査・訴追・裁判を行い、その結果、合理的な疑いを超えて有罪だと認定された場合に、認定された犯罪行為に見合った（均衡した）刑罰が科される制度を採用しており、その制度の中で、最も凶悪な殺人犯人にのみ死刑を科している（年平均で一桁である）のが実情である。

2 死刑をめぐる国際的動向

廃止論者によれば、死刑廃止は世界の潮流であるという。確かに廃止国は増加している。しかし、廃止に至った理由には共通する面と異なる面とがある。ヨーロッパの国々と基本権の保障や司法制度が整備されていない発展途上国とでは事情が大きく異なる。廃止国だからといって人権が尊重されているとは限らない。世界の動向を注視していくことは重要であり、また、廃止国の決断は尊重されるべきであるが、廃止国の数を死刑廃止の中心的な理由にすることはどの程度説得力があるであろうか。

また、制度上死刑を存置しているが、事実上10年間以上死刑を執行していない国を死刑廃止国に分類するのは問題がないか。

3 死刑の是非と法的正当化根拠

アムネスティが死刑に反対する理由は以下の点である。①死刑は「生きる権利」を侵害する残虐で非人道的な刑罰である。②罪のない人を処刑する危険性は決して排除できない。③死刑になるのは、どこの国でも、貧困層やマイノリティなど、社会的弱者に偏っている。④死刑は政治的弾圧の手段として、政治的に「厄介な」個人を抹殺する手段とされてきた。このうち、②から④は刑事司法制度の在り方と運用の問題である。これらの問題を解決するためには、刑事司法制度の在り方と運用を改革するのが正しい対処の仕方である（これらについては4以下で述べる）。

大雑把に言えば、ヨーロッパの国々は死刑廃止の根拠として①の立場を取り、アメリカは②から④の立場をとる。

ここでは、死刑は「生きる権利」を侵害するから廃止すべきだとの見解を検討する。この見解においては、例えば、殺人犯人に「生きる権利」があることが自明のこととして前提されている。全ての人間に「生きる権利」があることは当然である。しかし、殺人犯人に「生きる権利」が当然にあるかは自明のことではない。人が犯罪を犯せば、その犯罪の種類や程度によって、犯罪に見合った刑罰が科され、その結果、犯人の自由権や財産権が奪われることになっている。なぜ、「生きる権利」だけは、何をしても奪われないのか。論証もなく自明のこととして、どんな凶悪な犯罪を犯しても、何人、何十人殺害しても、その犯人には「生きる権利」を認めるとするのは、論者の独自の見解、希望の表明であっても、全ての人に受け入れられる真理ではありえない。殺される理由のない者の「生きる権利」を侵害しても、非難されるべき殺人者の「生きる権利」だけは保障されるべきとの理屈はあまりにも身勝手に理不尽かつ不平等である。被害者の「生きる権利」よりも加害者の「生きる権利」を優越させる結果にもなってしまう。さらに、この見解によれば、組織的犯罪集団が、組織的に大量殺人を実行し、それを繰り返すような事態が発生したような場合、被害者の生命は多数失われるのに対して、殺人者の方の生命は一人たりとも奪われない結果となってしまう。

生命は人間の尊厳の中核的な価値である。刑罰の基準にある正義は、侵害された人間の尊厳の再確認と可能な限りの原状回復を要求するとも表現される。人間の尊厳の最も中核にある生命を奪われた場合、その価値の再確認・原状回復は損害賠償や自由剥奪等の制裁によって補填できるような価値ではない（渥美）。

他人の生命を奪うことは絶対に許されることではない。絶対に許されないことをした場合には自分の死によってしかその罪は償われないのだということ、つまり、凶悪な犯罪には極刑が科されるという規範を形成し、その規範を内面化するために死刑制度が存在する意義があるといえるであろう。

4 死刑の認定・量刑に必要な適正手続とは何か

アメリカでは死刑は特別であるとの考え方のもと、死刑の認定・量刑・執行の各段階において非死刑事件よりも手厚い手続保障がなされているのに対して、わが国では、そもそも死刑が特別であるとの認識がない帰結として、非死刑事件よりも手厚い手続が保障されていない、との批判がある。

(1) 米合衆国最高裁判例のスーパー・デュー・プロセスとはなにか

- ① 死刑を科しうる犯罪類型と犯罪者タイプの限定
- ② 罪責認定手続と量刑手続との分離（手続二分論）、陪審の全員一致の賛成が必要
- ③ 陪審には一定の指針に基づく裁量権の行使が求められる（恣意性の排除）
- ④ 加重事由の存在の証明後に減刑事情を広く認めたとうえで、両者を総合的に判断して前者が後者を上回ることが求められる
- ⑤ 自動的上訴制度、他の類似事件との均衡審査

- ⑥ 各州の上訴手続以外にも、州・連邦裁判所への人身保護請求手続、連邦最高裁判所への裁量上告制度がある

(2) わが国の死刑制度とその運用

① 死刑は特別か

「一人の生命は全地球よりも重い」(最判昭和23年3月12日)、他方、死刑の執行方法については、「時代と環境とにおいて人道上の見地から一般に残虐性を有すると認められる場合には、それは残虐な刑罰となる」とする。これは、アメリカ合衆国最高裁が死刑の合憲性を判断する基本的な思想である「成熟した社会の進化を示す品位の発展基準」(evolving standard of decency)に通底する考え方である。

② 対象犯罪の限定

憲法36条は、犯行とあまりにも不釣り合いに重い刑罰は残虐な刑罰として許されない趣旨である。また、憲法31法は、その内容である実体的デュー・プロセスが特別に悪質とは言えない犯罪に対して死刑を科すことを禁じていると解される。罪刑の均衡は刑罰・量刑理論の中心であり、また、憲法の要請でもある。死刑が法定されている犯罪は19種類であるが、実際に死刑が適用される事件は、最近では、殺人又は強盗致死(強盗殺人を含む)だけであり、その数は年間平均一桁である。

③ 死刑対象者の限定一少年の年齢

アメリカでは、18歳未満の被告人の死刑判決を違憲と判断した(2005年)。日本では、犯行時18歳未満の少年に対しては、死刑を科すことは出来ない(少51条1項)。シモンズに先立つこと57年である。

④ 事実認定・量刑における適正手続きの保障

- ア 死刑事件であることを告知しないこと
- イ 死刑事件の認定・量刑手続
- ウ 手続二分論、評決の全員一致制
- エ 自動的(必要的)上訴制度

5 現場射殺(summary execution)

アメリカでは2013年から毎年1000人近くの市民が警察官の銃の発砲により殺害されたという(ワシントン・ポストの調査)。死刑廃止国のフランスでも2016年から2020年までの5年間で、合計144人の命が警察の任務によって奪われたという(「バスタ」のデータ)。イングランドとウェールズでは2000年から2021年の22年間で56件警察官の発砲で被疑者が死亡したという(土井裕明)。日本では3件とも14件ともいわれる。

これらの違いの理由 武器の所持を認める範囲の広狭、正当防衛を認める範囲の広

狭、警察官の公務執行の在り方・姿勢の違い等が指摘される。

まさに正当防衛と認められる場合を除いて、法定の手続を経ずに命を奪われることと（死刑に値する事案でない場合も多く想定される）、適正な捜査・裁判を経て間違いなく死刑に値する犯罪を犯したと慎重に認定されたうえで命を奪われるのとは大きな違いがある。慎重に執行される死刑を廃止しても問題を多く抱える現場射殺が残らざるを得ないという制度に国民は納得できるであろうか。

略 歴

氏 名 椎 橋 隆 幸（しいばし たかゆき）
 職 業 中央大学名誉教授 弁護士（第一東京弁護士会）
 生年月日 昭和21年10月21日

経 歴 等

(1) 職歴

昭和44年3月 中央大学法学部法律学科卒業
 昭和47年3月 一橋大学大学院法学研究科博士課程退学
 昭和47年3月 鹿児島大学法文学部助手（昭和48年3月まで）
 昭和51年7月 鹿児島大学法文学部助教授（昭和53年3月まで）
 昭和54年4月 中央大学法学部助教授（昭和57年3月まで）
 昭和57年4月 中央大学法学部教授（平成26年3月まで）
 昭和61年4月 アメリカ合衆国ウィスコンシン州ロースクール客員研究員（昭和62年5月まで）
 平成元年4月 中華人民共和国中国刑事警察学院客員教授（平成元年5月まで）
 平成4年3月 オーストラリア国立大学法学部客員教授（平成4年4月まで）
 平成7年11月 フランスエクスマルセイユ大学第三大学客員教授（平成7年11月まで）
 平成8年11月 中央大学日本比較法研究所長（平成11年11月まで）
 平成16年4月 中央大学大学院法務研究科教授（平成29年3月まで）
 平成20年11月 中央大学副学長（平成22年12月まで）
 平成23年11月 中央大学理事（平成25年10月まで）
 中央大学法科大学院研究科長（平成25年10月まで）
 平成29年4月 中央大学名誉教授（現在に至る） など

(2) 学会における活動

平成7年6月 日本被害者学会理事（平成29年3月まで）
 平成8年5月 日本刑法学会理事（平成11年5月まで・平成15年5月から平成18年5月まで）
 平成15年6月 警察政策学会理事（平成23年7月まで）
 平成21年6月 警察政策学会会長（平成23年7月まで）
 平成22年6月 日本被害者学会理事長（平成25年6月まで）

(3) 社会的活動

平成5年1月 司法試験考査委員（平成17年11月まで。その後平成16年4月から平成22年10月まで新司法試験考査委員を務める）
 平成11年11月 法制審議会刑事法部会部会長代行（平成12年9月まで。その後平成14年から18年にかけて6回法制審議会臨時委員を務める）

平成 13 年 2 月 第二東京弁護士会懲戒委員（平成 17 年 3 月まで）
平成 19 年 1 月 国家公安委員会犯罪被害者給付専門委員（平成 29 年 3 月まで）
平成 21 年 1 月 最高裁判所裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会座長（現在
に至る）
平成 23 年 12 月 内閣府犯罪被害者等施策推進会議専門委員会座長（平成 29 年 3
月まで）
平成 26 年 6 月 警察協会副会長（現在に至る）
平成 27 年 6 月 日工組社会安全研究財団会長（現在に至る）
令和 2 年 6 月 全国被害者支援ネットワーク理事長（現在に至る）

など